

職員の懲戒処分について

令和8年3月27日

消防本部

令和8年3月27日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

平成29年11月から令和7年9月までの間、バイク13台の修理転売を繰り返し、約210万円を売り上げ、約44万円の転売益を得ていたもの。

2 当該職員

(1) 所属等

消防本部 一般職 消防職員 40代

(2) 処分内容

戒告

3 関係職員

(1) 所属等

消防本部 次長職 消防職員 50代

消防本部 次長職 消防職員 50代

防災安全部 課長補佐職 事務職員 60代

(2) 処分内容

いずれも厳重注意（管理監督責任）